

国保だより

第13号

発行 宮城県国民健康保険団体連合会
仙台市青葉区上杉1-2-3
TEL 022-222-7075 (審査業務課)
022-222-7170 (審査管理課)
<http://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

お知らせ

1 本会事務分掌について

平成17年4月1日から、本会審査担当各課の事務分掌が変更となりましたので、ご用の際は、下記に記載の各課直通の番号に電話くださるようお願いいたします。

審査業務課 電話 022-222-7075
FAX 022-222-7107

- ・ 医科、歯科、調剤の請求等に関すること
- ・ 訪問看護療養費の請求等に関すること
- ・ 指定銀行、印鑑届に関すること
- ・ 診療報酬の支払等（診療報酬支払確定通知書）に関すること
- ・ 過誤調整（医療費負担者確認過誤補正表）に関すること

審査管理課 電話 022-222-7170
FAX 022-222-7072

- ・ 審査委員会に関すること
- ・ 再審査増減点通知書、相殺通知書（調剤高額レセプト突合審査）に関すること
- ・ 柔整療養費の請求、支払に関すること
- ・ 一般療養費の審査に関すること

情報管理課 電話 022-222-7170
FAX 022-222-7072

- ・ レセプト電算処理システム確認試験に関すること
- ・ 保険者事務共同処理事業に関すること

2 レセプト提出日

診療月	提出期限
8月	9月12日(月)
9月	10月11日(火)
10月	11月10日(木)

提出期限は上記のとおりとなっておりますが、
早期提出にご協力をお願いいたします。

尚、診療報酬請求書等の受付及び診療報酬支払予定日の年間予定表をホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

3 診療報酬支払予定日

診療月	支払予定日
7月	9月29日(木)
8月	10月28日(金)
9月	11月29日(火)

4 県内保険者の給付割合について

平成17年4月1日付けで給付割合が変更となった保険者がありますので、ご留意願います。

宮城県単独医療助成制度	6歳に達した日の属する年度の末日まで入院10割 3歳未満児外来10割
-------------	---------------------------------------

保険者名(保険者番号)	対象疾病	対象被保険者及び給付割合等
仙 台 市(4016) (4024) (4032) (4040) (4057)	全疾病	4歳未満児外来10割
塩 竈 市(0030)	"	4歳未満児外来10割
白 石 市(0063)	"	4歳未満児外来10割
名 取 市(0071)	"	4歳未満児外来10割
角 田 市(0089)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
岩 沼 市(0113)	"	4歳未満児外来10割
七ヶ宿町(0139)	"	中学校修了までの者10割
川 崎 町(0170)	"	4歳未満児外来10割
丸 森 町(0188)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
亘 理 町(0196)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
山 元 町(0204)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
松 島 町(0220)	"	7歳の誕生月までの者入院10割 4歳未満児外来10割
七ヶ浜町(0238)	"	4歳未満児外来10割
大 和 町(0261)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
大 郷 町(0279)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
富 谷 町(0287)	"	4歳未満児外来10割
三 本 木 町(0352)	"	4歳未満児外来10割
鹿 島 台 町(0360)	"	4歳未満児外来10割
涌 谷 町(0394)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
加 美 町(0758)	"	小学校1学年修了までの者10割
栗 原 市(0766)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
登 米 市(0774)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
東 松 島 市(0782)	"	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
歯科医師国保組合(3018)	"	組合員・従業員8割
医師国保組合(3026)	"	組合員・従業員7割
建設業国保組合(3034)	"	組合員8割

お願い**1 被保険者証等の記号・番号等の記載について**

レセプトの作成にあたっては、「被保険者証」に記載されている記号番号、性別、生年及び本人・家族を確認くださるとともに、「老人保健医療受給者証」に記載されている市町村番号及び受給者番号についても併せて確認くださるようお願いいたします。

2 診療報酬明細書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発82号)により摘要欄に記載することになっているもののうち、「算定年月日」・「前回算定日」等について記載漏れが見受けられますので、忘れずに記載くださるようお願いいたします。

3 被保険者資格証明書交付者に係る特別療養費の取扱いについて

「資格証明書」により診療を行う特別療養費は、診療(調剤)を行った保険医療機関等の窓口で被保険者から費用の全額を徴収することになりますが、当該請求については本会においてレセプトの審査を行いますので、毎月のレセプト請求と併せて提出くださるようお願いいたします。

請求方法について**(1) 請求書**

- ・上部余白に「特別療養費」と朱書きする。
- ・件数のみ記入する。(日数及び点数等は記載しない)
- ・他のレセプトと別綴りにし、総括表には含めない。

(2) レセプト

- ・上部余白に「特別療養費」と朱書きし、上記(1)の請求書に編綴する。
記載例についてはホームページに掲載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

4 診療(調剤)報酬の振込先変更について

本会から各保険医療機関等に支払う診療報酬等の振込先について変更が生じた場合は、本会所定の届出用紙を送付しますので、下記までご連絡ください。

連絡先 審査業務課 第1係 電話 022-222-7075

FAX 022-222-7107

ご注意ください

宅配、郵送等で、社保レセプトを誤って送付される機関が見受けられますので、発送伝票とレセプトを再度確認の上、送付願います。

他県分の医療費助成申請書(乳幼児・心身障害者・母子父子家庭)については、該当都道府県の市町村に直接送付願います。

* 国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、宮城県保健福祉部から、下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

保険者番号・保険者名	020347 青森県北津軽郡板柳町
被保険者証の記号・番号	26-149 (平成16年12月28日交付) 26-154 (平成17年3月3日交付) 14-74 (平成17年2月21日交付)
このことに関する問合せ先	板柳町 国保担当 電話 0172-73-2111

保険者番号・保険者名	020636 青森県三戸郡階上町
被保険者証の記号・番号	階Aチ 710-626 (平成17年1月17日交付) 階Aチ 710-659 (平成17年1月20日交付)
このことに関する問合せ先	階上町 保健福祉課 保健福祉グループ 電話 0178-88-2115

保険者番号・保険者名	340821 広島県廿日市市
被保険者証の記号・番号	00033634 (平成17年4月22日交付) 03029158 (平成17年4月22日交付) 03015947 (平成17年4月26日交付)
このことに関する問合せ先	廿日市市 福祉保健部 保険課 国保年金係 電話 0829-20-0001

保険者番号・保険者名	450833 宮城県西白杵郡高千穂町
被保険者証の記号・番号	0010895 (平成16年8月1日交付)
このことに関する問合せ先	高千穂町 保険課 国保係 電話 0982-73-1238

保険者番号・保険者名	450858 宮城県西白杵郡五ヶ瀬町
被保険者証の記号・番号	000313 (平成16年8月1日交付)
このことに関する問合せ先	五ヶ瀬町 住民福祉課 保険係 電話 0982-82-1702